



他にもこういったご質問等があります。
一人で悩まずに
まずは弁護士に相談しましょう!

確かに個人でも請求はできますが、業者との交渉や書類作成などに手間と時間がかかります。手続きの流れを簡単に説明すると、借金をした業者に対してご自身の取引履歴を請求し、その履歴内容から過払い金額を計算し、必要な書類を作成します。イ

Q 個人でも返還請求ができるって聞きました。インターネットで調べてみましたが、いろんな情報がありすぎてよく分かりません。

残念ながら、完済して10年を過ぎると過払い金の返還請求はできません。ただ、「時効は10年」という数字だけが一人歩きして、「過去の10年分だけ過払い請求ができるんですよ?」などと、勘違いをしている方がいらっしゃいます。借金をしたのが15年、20年前でも、完済から10年以内であれば、過払い金が発生した全ての取り引きに対して返還請求を行うことができます。

Q 過払い金が発生しているけど、借金をしたのが10年以上前なら、もう時効ですよ?ね?

Q 業者名がわからなかったり、借金の契約書などを紛失していたら、返還請求はできませんよね?

弁護士は敷居が高いと思われがちですが、西九州総合法律事務所は過払い請求を専門に取り扱うプロです。「もしかしら自分にも過払い金があるかも?」と思われる匿名でも構いませんので、まずはお電話してください。借入先や債務額、返済年数などを伝えていただければ、過払いになっている可能性が あるかなど簡単な内容を電話口でお答えできます。

Q 弁護士に相談したくても、どうしたらいいのかわかりません。

インターネットでも返還請求の方法を紹介しているかもしれませんが、素人が適当なことを書き込んでいるサイトもあり、その点に注意が必要です。ただ、業者が返還請求に応じない場合は、裁判になる可能性もあるので、最初から弁護士のような専門家に依頼されることをおすすめします。

契約書などを紛失していても、依頼をしていただければ、弁護士がご本人の代理人として業者から取引履歴を取り寄せ、それを基に過払い金の計算をすることができま すので、ご本人は別に何の手続きもしないで結構です。ただ、業者の名前が分からない状態では依頼を受けられませんので、まずはご自分で信用情報機関に個人情報開示請求をするなどして、業者名を特定してから相談や依頼を検討する必要があります。

Q 弁護士に相談した場合、費用はどれくらいかかりますか?

西九州総合法律事務所では、豊富な実績をもとに無料で相談に応じています。すでに完済された方の場合、取り戻した過払い金の中から成功報酬をいただくだけで、何も取り戻せなかった場合は「円も戻りません。自己負担金ゼロで過払い金を取り戻せる」ということです。

契約書などを紛失していても、依頼をしていただければ、弁護士がご本人の代理人として業者から取引履歴を取り寄せ、それを基に過払い金の計算をすることができま すので、ご本人は別に何の手続きもしないで結構です。ただ、業者の名前が分からない状態では依頼を受けられませんので、まずはご自分で信用情報機関に個人情報開示請求をするなどして、業者名を特定してから相談や依頼を検討する必要があります。



あなたのために「プロ」は闘います!



過払金を取り戻そう!

完済した方限定!
損には絶対
ならない保証!

完済した方
(現在残高のない方)は
自己負担金ゼロ!

取り戻した過払金の中から20~25%をいただくのみです。何も取り戻せなかった場合は、1円も戻りません。最悪でもゼロなので、マイナスには絶対なりません。

任意整理・過払い金返還請求とは?

弁護士に債務整理を依頼すれば、貸金業者は以後取り立てができなくなり、いったん支払いを止められます。また、消費者金融会社などは、利息制限法違反の利率(グレーゾーン金利)で貸付を行っている場合がほとんどなので、支払った法律違反の分の利息(通常18%または15%を超える利息)は取り返すことができます。消費者金融と10年以上の取り引きがあれば、過払い金が無効になっている場合が多いです。この払い過ぎの利息と債務を相殺することで借金を減らしたり、残債務以上に利息を払い過ぎれば、お金を取り返すことができます。

■相談者Kさんの場合

借入先	最初はこちらの状態でした	任意整理の結果こうなりました!
消費者金融①	借金 50万円 取引開始時期/平成14年	借金 10万円 過払金 0円
消費者金融②	借金 50万円 取引開始時期/平成13年	借金 0円完済 過払金 15万円
消費者金融③	借金 70万円 取引開始時期/平成11年	借金 0円完済 過払金 50万円
消費者金融④	借金 70万円 取引開始時期/平成9年	借金 0円完済 過払金 85万円
消費者金融⑤	借金 100万円 取引開始時期/平成6年	借金 0円完済 過払金 155万円
消費者金融⑥	借金 100万円 取引開始時期/平成3年	借金 0円完済 過払金 270万円
消費者金融⑦	借金 0円 完済 平成18年取引終了	借金 0円完済 過払金 30万円
消費者金融⑧	借金 0円 完済 平成11年取引終了	借金 0円完済 過払金 0円(債務相済)

消費者金融会社は完済していますが、過払い金を取り戻していません。つまり、取り戻しに終わっていない業者からも過払い金を取り戻せます。完済業者については、私の勝手には無料です。回収した過払い金の中から、成功報酬をいただくのは十分だからです。今から10年以内に、年20%超の利息の借金を完済した方であれば、原則としてどなたでも過払い金を取り戻すことができますので、現在借金のない方もお気軽にご相談ください。ただし最終取引日から10年で時効が成立し、返還請求権が消滅します。(消費者金融⑧)

秘密厳守!! 弁護士費用分割可!!

相談にお越しの際にお持ちいただくもの
●印鑑(認印でもOK) ●借入先の一覧表
借金が持っている業者、取り戻した業者をすべて書いてください。現在の債務額、取引履歴、取引終了時期・相済や借入の利率を、大まかにでも良いので書いて整理しておいてください。

法律相談を希望される方は必ず事前にお電話でご予約をお願いします。法律事務所を「かしこく」利用しよう!

西九州総合法律事務所
佐賀県弁護士会所属 弁護士 福田 大志
佐賀県武雄市武雄町大字武雄6650-26 弁護士 行武 謙一

詳しくはお電話またはブログをご覧ください。
TEL0954-27-8056
【受付】月～金曜日 9:00～12:00・13:00～18:00
<http://fukuda-hiroshi.seesaa.net/>

完済した方は
自己負担金ゼロ
取り戻した過払金
の中から成功報酬を
いただくのみです

